給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第８号
埼玉県川口市安行領根岸2559番地の102
再生債務者　諸田三比呂
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月16日から令和８年10月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再ロ）第２号
青森県八戸市大字坂牛字上野平１番地５
再生債務者　佐藤　智美
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月13日から令和８年10月26日まで
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和８年（再ロ）第２号
栃木県下都賀郡野木町大字佐川野548番地
再生債務者　大森　未来
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月27日から令和８年11月４日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和７年（再ロ）第３号
沖縄県島尻郡八重瀬町字宜次54番地
再生債務者　新垣江利香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月11日
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（再ロ）第５号
和歌山県岩出市西野50番地の24
再生債務者　八塚　宗亮
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月11日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再ロ）第３号
東京都八王子市長房町457番地７
再生債務者　山口　克彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月14日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（再ロ）第７号
和歌山県有田市箕島766番地１
再生債務者　髙田　篤史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月11日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再ロ）第５号
福岡県太宰府市高雄４丁目６番11号
再生債務者　山添　拓矢
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月10日
福岡地方裁判所第４民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第５号
東京都福生市武蔵野台一丁目27番地５　ルネ福生Ｂ－409号室
申立人　茂木輝夫
住所・居所　不明
（最後の住所）千葉県富津市豊岡2627番地
所在等不明共有者　西村　一郎
届出期間満了日　令和９年１月７日
令和８年９月８日
千葉地方裁判所木更津支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　富津市豊岡字奥米
地番　1669番２・1670番合併
地目　宅地
地積　680.99平方メートル
所在　富津市豊岡字奥米
地番　1667番
地目　畑
地積　224平方メートル
所在　富津市豊岡字奥米
地番　1669番１
地目　畑
地積　211平方メートル
所在　富津市豊岡字奥米
地番　1671番
地目　畑
地積　148平方メートル
所在　富津市豊岡字奥米
地番　1673番
地目　畑
地積　611平方メートル
所在　富津市豊岡字奥米
地番　1674番
地目　畑
地積　575平方メートル
所在　富津市豊岡字奥米
地番　1668番3
地目　原野
地積　29平方メートル
所在等不明共有者の持分　上記すべて216分の１

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第25号
札幌市東区北10条東２丁目３番18号
申立人　国立不動産株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）宮城県石巻市湊字御所入95番地３
所有者　木村敏三
届出期間満了日　令和８年11月９日
令和８年９月８日
札幌地方裁判所岩内支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　虻田郡倶知安町字樺山
地番　192番219
地目　山林
地積　264平方メートル

令和８年（チ）第２号
三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和4626番地
申立人　古川昭義
亡古川仁の最後の住所　三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和4273番地１の３
所有者　亡古川仁相続財産
届出期間満了日　令和８年11月９日
令和８年９月８日
津地方裁判所熊野支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　南牟婁郡御浜町大字阿田和字長谷折谷
地番　6915番
地目　畑
地積　1500平方メートル